

令和8年度

金沢市公共インフラ包括的民間委託試行実施業務

(東部地区)

巡回業務実施要領

[要求水準書 別紙3]

令和8年6月

金沢市

目次

第1章	巡回業務の目的	1
第2章	巡回業務の内容	1
第1節	定期巡回	1
第2節	災害時緊急巡回	1
第3章	巡回業務の体制	1
第4章	巡回時の措置	2
第1節	応急措置	2
第2節	重大異常発見時の緊急措置	2
第3節	道路工事現場における措置	2
第4節	道路関係法令違反行為に対する措置	2
第5節	占用物の異常を認めた場合の措置	2
第6節	その他即時処理不可能な場合の措置	2
第5章	巡回業務における管理事項	2
第1節	廃棄物及び発生材の処理	2
第2節	占用物件設置箇所の作業	2
第3節	業務の安全管理	3
第4節	その他	3
第6章	巡回業務の記録及び報告	3

第1章 巡回業務の目的

発注者が管理する施設（道路、河川、公園）の保全及び安全かつ適切な利用環境を確保するため、利用状況の確認、施設の異常や破損等の発見、台風や集中豪雨等による災害の早期発見などを行い、施設の安全管理及び事故防止を目的として巡回業務を実施する。

第2章 巡回業務の内容

第1節 定期巡回

施設（道路、河川、公園）の利用状況や異常、破損等の確認のために、定期的を実施するもので、発注者にて方面（路線）毎に指定して実施する。また、悪天候前の地下道の排水施設等の確認、清掃を行う（巡回情報は日報として情報共有システムへ登録し管理する）。

なお、巡回は次に掲げる箇所について行うものとする。

- ① 1・2級、準幹線道路の施設状況・約15.0km
- ② その他道路の施設状況・約41.7km
- ③ 公園の施設状況・8箇所
- ④ 業務対象施設のうち発注者から指示を受けた施設状況

上記の①の路線については、概ね1ヶ月で2巡、②については、概ね1ヶ月で1巡、③については、概ね1ヶ月で1巡行うものとする。④は受注者で速やかに対応を行うこと。河川・水路の巡回については、道路巡回と併せて施設の確認を行うものとする。

第2節 災害時緊急巡回

台風や集中豪雨・豪雪時などの異常気象が発生したとき、及び地震等の異常事態が発生したときに受注者が行う巡回業務。

1)地震時の対応

- ・金沢市において震度3の地震が発生した場合
 - ① 発注者が特に必要と認めた箇所について実施
- ・金沢市において震度4以上の地震が発生した場合
 - ② 発生時前の天候などにより長期間の降雨等があり、崩土・落石が特に懸念される箇所で実施
 - ③ 発注者が特に必要と認めた箇所について実施

2)悪天候時

- ① 台風、大雨、豪雪、強風等の発生時または発注者が特に必要と認めた箇所について実施し、倒木、がけ地の崩落など道路利用に支障がない状態かを確認すること

第3章 巡回業務の体制

- 1) 業務に使用する車両は黄色回転灯等を装備し、作業中は安全表示板を設置するものとする。
- 2) 巡回業務の人員編成は2名を標準とする。
- 3) 業務に使用する車両には、次に掲げる資機材を必要に応じて積載するものとする。
 - ① 道路管理資料(管内図、道路台帳等)
 - ② 河川管理資料

- ③ 公園管理資料
- ④ 記録測定器具(デジタルカメラ、巻尺、ポール等)
- ⑤ 携帯電話
- ⑥ 保安器具(カラーコーン、バリケード、保安ロープ、保安灯、標識、看板等)
- ⑦ 照明器具(懐中電灯、赤色灯等)
- ⑧ 応急処理材料(常温合材、凍結防止剤等)
- ⑨ 工具(ツルハシ、スコップ、ハンマー等)
- ⑩ その他必要な機材(スプレー、マジック等)

第4章 巡回時の措置

巡回員は点検の結果、異常を認めた場合は位置を確認し写真撮影をするとともに、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

第1節 応急措置

路面の穴ぼこ、凍結危険箇所または交通障害物をはじめ道路交通に危険を及ぼす恐れがある事態を発見した場合は、直ちに現場において修繕、薬剤散布又は除去等の応急措置をとること。

第2節 重大異常発見時の緊急措置

応急措置では危険要因の排除ができないような道路の崩壊、陥没若しくは落石等交通に重大な障害を及ぼす事態または生ずる恐れがあることを発見した場合は、必要に応じてバリケードの設置等により危険回避措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告し適切な指示を受けること。

第3節 道路工事現場における措置

道路工事(承認工事及び占用工事を含む)の現場において、保安施設の不備をはじめ道路交通の安全確保を妨げる要因を発見した場合は、直ちに発注者に報告して指示を受けること。

第4節 道路関係法令違反行為に対する措置

道路の不法占用、その他道路関係法令に違反する行為を発見した場合は、直ちに発注者に報告し必要な指示を受けること。

第5節 占用物の異常を認めた場合の措置

ガス、上水道、下水道等の損傷及び損傷を及ぼす恐れを発見した場合には、直ちに発注者に連絡すること。必要な場合は、バリケードの設置等による危険回避措置を講じること。

第6節 その他即時処理不可能な場合の措置

発見した異常箇所については、必要に応じてバリケードの設置等により危険回避措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告し適切な指示を受けること。

第5章 巡回業務における管理事項

第1節 廃棄物及び発生材の処理

- 1) 受注者は、業務実施に伴って発生した土砂、塵埃、アスファルト塊、汚泥、刈り取った草木等の廃棄物は適切に処理するものとする。
- 2) 発生材は、発注者の指示に従い処理するものとする。また、廃棄物及び発生材は、発注者の指定した期限までに処理するものとする。

第2節 占用物件設置箇所の作業

占用物件に接近して掘削等を伴う作業実施に当たっては、着手前に占用者及び発注者と協議を行い、占用物件に損害を与えないよう十分に注意しなければならない。

第3節 業務の安全管理

- 1) 作業実施における精度及び作業実施区間の交通安全管理については、「金沢市土木工事共通仕様書」に準拠すること。
- 2) 本業務中の事故等は、すべて受注者の責任において処理するものとする。作業中万一事故等が発生した場合は、直ちに発注者に通報し、万全の処理をとるものとする。

第4節 その他

この実施要領に記載のない事項については「金沢市業務委託特記仕様書（共通編）(令和7年4月1日適用)」及び発注者の指示によるものとする。

第6章 巡回業務の記録及び報告

- 1) 受注者は巡回中に取り扱った事項の内容、措置状況等を巡回日報に記録し、発注者へ報告しなければならない。
- 2) 業務完了の確認は、発注者が必要に応じ現地確認等を行うとともに、受注者からの報告や写真等で確認するものとする。